

和歌山県人権施策基本方針の第三次改定を行いました

和歌山県では、女性や子供、高齢者、障害のある人等に対する人権侵害や同和問題など様々な課題に対応するため、これまでの取組の成果や新たな法令・計画などの動きを踏まえ、令和2年3月に「和歌山県人権施策基本方針」の第三次改定を行いました。

今後も本基本方針に基づき、「人権という普遍的な文化が根付いた平和で明るい社会」の実現をめざして取り組んでまいりますので皆様のご協力をお願いします。

主な改定

【NEW】「働く人の人権」を新たな分野として設けました。（第3章 分野別施策の推進）

〈現状と課題として〉

職場におけるハラスメントや長時間労働、性別・障害・国籍等による不当な扱い等が問題となっています。また、平成31年4月より順次、働く人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するための措置が講じられました。

〈これらの課題等に対応するため〉

- 県内企業・団体と協働して人権尊重への取組を推進
- ハラスメントの防止、長時間労働の是正及びワークライフバランスに配慮した安心して働くことのできる職場環境づくりを促進
- 性別・障害・国籍等を理由とした不当な扱いの防止
- 誰もがその能力を十分に発揮でき、全ての働く人の人権が尊重される社会の実現に対する支援を促進



【拡充】「子供の人権」や「情報と人権」、「同和問題（部落差別）」をはじめ既存の分野別施策においても、新たな取組等を追記しました。

- 「子供の人権」において
 - ①児童虐待について、体罰によらない育児についての啓発や、市町村との適切な役割分担のものと的確な対応に努めることを追記。
 - ②貧困対策として教育・生活・就労・経済支援に取り組むことを追記。
- 「情報と人権」や「同和問題（部落差別）」において
インターネット上の差別書き込みに対するモニタリング、相談体制の充実及び関係機関と連携した被害の拡大防止に取り組むことを追記。

◆◆◆◆和歌山県人権施策基本方針について詳しくは

和歌山県人権局

検索



新型コロナウイルス感染症患者や医療従事者等に対する偏見や差別、嫌がらせ、SNSによる誹謗中傷等の人権侵害はあってはなりません。一人一人がお互いを思いやる気持ちをもって行動しましょう。

内容についてのお問い合わせは
和歌山県人権施策推進課まで
☎073-441-2566

